

## 放課後児童クラブ利用における注意事項

学校教育課

### ◎入会申込書（緊急連絡先及び児童のこと）への記入について

病気やケガをした場合は、緊急連絡先に連絡させていただくようになりますので、「必ず電話がとれる番号から順に記載」をよろしく願います。

また、持病や指導員が配慮しなければならないことがある場合は、入会申込書の裏面「2当該児童のことについて」へ必ずご記入をお願いいたします。

（※入会申込書の裏面に緊急連絡先を記載する欄や児童のことについて記載する欄を設けております。）

### ◎お迎えの時間やお仕事がお休みの場合について

①就労証明書に記載の就業終了時間後、すみやかにお迎えに来ていただきますよう、ご協力をよろしく願います。なお、日常的に残業等が発生する場合は、就労証明書内の備考欄へご記入ください。

②お仕事が休みのときは、放課後児童クラブは利用できませんのでご注意ください。

### ◎薬の服薬などについて

指導員が薬を児童に飲ませる行為や患部に薬を塗る行為は医療行為となり、禁止されておりますので、以下について、ご理解ご協力をよろしく願います。

①薬を自分で飲めるよう家庭で練習（※塗り薬も同様）をお願いいたします。

②何時に飲ませてくださいといったことも管理しかねますので、自己管理できるよう願います。

③指導員ができることは服薬中等の見守りや声掛けのみとなります。

### ◎特別警報または警報発令時の対応について（※波浪・高潮警報は除きます）

①土曜日や長期休み（春休み・夏休み・冬休み）利用の場合

「朝7時の時点」で新居浜市に特別警報または警報が発令されていると、児童クラブは1日閉室となります。その後、警報が解除されても児童クラブは開設しません。

②児童クラブ利用中の場合

児童クラブ利用中に特別警報または警報が発令された場合は、閉室となりますので、速やかにお迎えに来ていただきますよう、よろしく願います。